

(別紙2)

潟上市キャッシュレス決済導入業務 公募型プロポーザル評価要領

潟上市キャッシュレス決済導入業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の審査に関する事項を次に定める。

1 審査手順

- (1) 書類審査（1次選考）では、提出書類に対して事務局が評価を行う。ただし、参加者が5者以内の場合は、書類審査を行わない。
- (2) プレゼンテーション（2次選考）では、提出書類を基にしたプレゼンテーションに対して評価委員が評価を行う。
 - ア 実施日時 令和6年5月22日（水）13時30分～16時30分（予定）
 - イ 実施場所 潟上市役所庁舎4階 大会議室
 - ウ 実施時間 1者あたり30分以内。

2 評価方法

- (1) 評価委員会は、評価委員が評価表により採点したものを集計した合計点数の最高得点獲得者を契約候補者として選定する。ただし、評価委員の平均点数が200点満点中120点に達した者がいないときは、契約候補者の選定は行わない。
- (2) 評価委員が採点した点数が同点となった場合は、委託上限額内で見積金額の低い方を上位とする。
- (3) 書類審査とプレゼンテーションの評価項目及び配点は同一とする。
- (4) 評価項目及び配点は、次のとおりとし、満点を200点とする。

評価項目	評価基準	配点
キャッシュレス決済端末・レシートプリンタ機能等	1-1 市民、職員双方にとって利便性の高い端末であるか。 1-2 必須の決済サービス・ブランドのほかに何種類追加可能であるか。 1-3POS システムのデータはどこまで細分化が可能であるか。証明書ごとの集計は可能であるか。データを Excel 等で集計することは可能であるか。 1-4 発行されるレシートはカスタマイズ可能であるか。市販のレシートロールは使用可能であるか。	65 点

	1-5 感染症予防となりえる決済方法となっているか。	
決済処理	1-1 複数の入金サイクルをできるだけ取りまとめるなど当市の負担とならない入金方法であるか。 1-2 繰替払による方法の他に請求書によって決済手数料を請求する通常の方法が選択可能であるか。	35 点
導入後の運用経費	1-1 想定される月額経費について、経費の種類が妥当であり、かつ低コストであるか。	10 点
実施体制 (保守・サポート等)	1-1 スケジュールを具体的に計画しているか。 1-2 相談窓口等の体制が整っており、迅速に対応が可能であるか。 1-3 迅速に運用可能となるような研修体制であるか。	20 点
独自提案	1-1 仕様書にない本市に有用な提案があるか。	10 点
業務実績	1-1 本業務と類似した業務の実績があり、官民両方のノウハウを蓄積しているか。	20 点
初期導入費	1-1 可能な限り低コストで導入が可能であるか。	10 点
決済手数料率	1-1 複数の決済サービス・ブランドの決済手数料について、取りまとめができているか。 1-2 可能な限り低い手数料率にできているか。	30 点